制限付き一般競争入札のしおり

(平成31年4月1日改定)



長崎県壱岐市

1 制限付き一般競争入札の概要

制限付き一般競争入札とは、入札しようとする工事を市が公告し、あらかじめ定めた資格や要件を満たした者であれば自由に入札参加ができる入札制度です。

これまでは、市が参加者を指名する『指名競争入札』で行ってきましたが、 入札の透明性・公平性・競争性をより一層高めるため、原則『制限付き一般競争入 札』にて行います。

2 対象工事

原則、すべての案件につきまして、制限付き一般競争入札を実施します。 ただし、災害復旧工事等の緊急を要する案件につきましては、指名競争入札 等の方法により実施します。

3 入札参加者の資格要件

入札参加者の資格要件は、工事の種類または性質により多少異なりますが、 概ね次のとおりです。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- ②壱岐市建設工事入札制度合理化対策要綱に定める資格審査を受け、入札参加 資格者名簿に登載されている者。
- ③壱岐市内に本店または支店を有する者で、当該工種に係る格付等級が指定するランクである者。または当該工種に係る総合評定値(P)が指定する点数であること等。
- ④市が指定する建設業の許可区分(一般または特定)を有する者。
- ⑤壱岐市建設工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領に基づく指名停止を受けていない者。
- ※資格要件は公告により異なりますので、必ず確認をして下さい。

4 公告の方法

壱岐市入札情報システムにて、公告文と設計図書等(参考資料を含む)を掲載します。

指名競争入札等とは異なり、入札執行通知等は送付致しませんので、ご留意 願います。

5 入札参加資格申請

制限付き一般競争入札に参加を希望する方は、所定の期日までに「制限付き一般競争入札参加資格確認申請書」を提出しなければなりません。

なお、具体的な提出先は、公告の中に明記しております。

申請書の提出があった者に対して、入札参加資格の有無について確認を行い、「入札参加資格確認通知書」により通知するものとします。

6 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問は、所定の方法により入札書の受付期間の2日前までに提出して下さい。(書式はホームページに掲載しております。)質問に対する回答は、公告同様に壱岐市入札情報システムに掲載します。回答を掲載した旨の通知等は致しませんので、入札前に壱岐市入札情報システムをご確認下さい。

なお、制限付き一般競争入札参加資格確認通知を受けた者以外からの質問や 意見は受け付けません。

7 入札の辞退

「制限付き一般競争入札参加資格確認通知書」を受理後に入札を辞退する場合には、入札辞退届を提出すること。

8 入札執行

基本的に電子入札となりますが、紙入札となった場合、代理人が入札を行う場合は、委任状が必要です。入札会場に入室できる人数は、1参加者につき2名までとします。

9 入札結果の公表

入札結果は、壱岐市入札情報システムにて閲覧できます。